

# 消奈行文傳考

——萬葉集人物傳研究(六)——

川上富吉

一、はじめに

消奈行文は、『萬葉集』に、

誇僕人歌一首  
奈良山乃児手柏之兩面尓左毛右毛僕人之友(16・三八三六)  
右歌一首博士消奈行文大夫作之

という一首があり、『懷風藻』に、

從五位下大學助背奈王行文。二首。年六十一。

五言。秋日於長王宅宴新羅客。一首。賦得

嘉賓韻小雅。設席嘉大同。鑒流開筆海。攀桂登談叢。

盃酒皆有月。歌聲共逐風。何事專對士。幸用李陵弓。(六〇)

五言。上已禊飲。應詔。一首。

皇慈被萬國。帝道沾群生。竹葉禊庭滿。桃花曲浦輕。雲浮天裏麗。樹茂苑中榮。自願試庸短。何能繼敘情。(六一)

の詩二篇が載せられている。『萬葉集』の一首は、今、西本願寺本に據つておくが、本文および訓讀の異同については後述するとして、こ

こでは、最近刊行された新潮古典集成本の『萬葉集四』(昭和五七年十一月、卷十六の擔當は橋本四郎)の訓讀と解釋・鑑賞を紹介しておこう。

倭人を誇る歌一首  
奈良山の児手柏の兩面にかにもかくにも倭人が伴む  
右の歌一首は、博士、消奈行文大夫作る。

と訓み、「倭人」は「おべつか使い。面従腹背の徒」とし、譯は「まるで奈良山にある児手柏のよう、表の顔と裏の顔とで、あつちにもこつちにもいい面下げる、何とも始末の悪いおべつか使いどもめ。」とし、左注も「右の歌一首は、大学寮の大先生、消奈行文さまが作ったものである。」とし、作者については「武藏出身の明經博士。神龜四年(七二七)從五位下」と注している。

消奈行文の出自・系譜については、

『萬葉集事典』(佐々木信綱編、昭和三一年六月)の人名の項(執筆、土田真鎮)に、

せなのぎやうもんのまへつきみ 消奈行文大夫釋奈良朝初期。高麗人の後裔。高麗福信の伯父。養老五年(七一二)正月明經第二博士正七位上で綿等を賜つてゐる。神龜四年(七二七)十二月從

五位下。（大夫は五位）。僕人を誇る歌。懷風藻に從五位下大學助、年六十二として、詩一首を載せる。例 消奈行文大夫（十六の三八三六の左）。歌 十六短一（三八三六）。

とあり「高麗人の後裔」であるとし、日本古典文學大系本の『萬葉集四』（昭和三七年五月）の頭注にも、

養老四年正月、学者優遇の趣旨で、他の人々と共に賜品のあった時に明經第二博士正七位上。神龜四年（七二七）十二月、從五位下。懷風藻に「從五位下大學助背奈王行文一首年六十二」とある。統紀延暦八年十月、從三位高倉（高麗）福信の死去の記事中に、伯父背奈行文とある。高麗からの帰化人であったことが分る。

とあって、「高麗からの帰化人」であったとする。『日本古代人名辭典』第四卷（昭和三八年七月）には、

【背奈公行文】 武藏國高麗郡の人。福信の伯父。博士。消奈にもつくり（万葉）、背奈王にもつくる（懷風藻）。養老五・正、明經第二博士、正七位上で、学業に優遊し、師範に堪える故を以て、縑・糸・布・鍼を賜わった。神龜四・十二正六上より從五位下に叙せられた（統紀）。この頃の宿儒の一人とみえる（家伝下、寧下<sup>885</sup>）。また、延暦八・十高倉（背奈）福信薨去の条に、行文は福信の伯父で、福信の若年の時、これをつれて武藏より上京したことがみえる（統紀）。年月未詳、僕人を誇る歌一首の左註に、「右の歌一首は、博士消奈行文大夫作れり」とある（万葉十六<sup>3836</sup>）。懷風藻に、長屋王宅に、新羅客を宴する詩、その他、五言詩一首があり、「從五位下大學助背奈王行文」とある（寧下<sup>911</sup> 920）。

とあって、その「高麗からの帰化人」であることは言及していない。

日本古典文學大系本の『懷風藻 文華秀麗集 本朝文粹』（昭和三十九年六月）の巻末付録の「詩人小伝」に、

背奈王行文（せなぎふみ） 二首（60・61）。背奈公とも。行文はギョウモンとも。帰化人背奈福德の子。父福德は帰化して武藏國高麗郡に住み、行文は官人となる。養老五年（七二一）正月明經第二博士の任にあり、学業の師範者として縑・糸・布・鍼などを賜う、時に正七位上。大学助はこの頃か。神龜四年（七二七）十二月從五位下。万葉集に短歌一首（三八三六）を残す。六十二歳没。

とあって、高麗からの歸化であることは明記しないが「帰化人背奈福德の子」としている。旺文社文庫本の『現代語訳 照万葉集（下）』（桜井満、昭和五〇年四月）の巻末の人名解説の項に、

消奈君行文（消奈行文大夫） (イ) 武藏國高麗郡の人。福信の伯父。背奈公・背奈王とも。(ロ) 養老五年（七二一）正月明經第二博士、正七位で学業に優遊し、師範に堪えるゆえをもって賜品を賜わる。神龜四年（七二七）十二月從五位下。このころの宿儒のひとり。『懷風藻』に詩二編を載す。(ハ) 16三八三六。

とあって、「福信の伯父」とあるのみで、高麗からの歸化については言及していないが、「高麗福信」の項には、「帰化人福德の孫。行文の甥」とあるが、その典據となる福信の薨傳を引いていないのである。日本古典文学全集本の『萬葉集(4)』（昭和五〇年一〇月）の「付録（人名一覧）」の「消奈行文」の項には、

消奈行文 武藏國高麗郡出身で背奈とも記し、養老五（七二一）年

当時、明經第一博士として賞されたことがある。神龜四（七二七）年從五位下を授けられた。「懷風藻」に詩一首を載せ、大学助、年六十二と記す。高麗福信の伯父。16—三八三六

とあって、その「歸化人」であることは明記されていないが甥の「高麗福信」の項には、

高麗朝臣福信 初め背奈公といつたが、のち背奈王・高麗朝臣・高倉朝臣とつぎつぎに改姓させられた。帰化人で祖父の代から武藏国高麗郡（埼玉県川越市付近）に住んだが、伯父背奈行文に連れられて上京。天平十一（七三九）年從五位下。天平勝宝元（七四九）年紫微少弼兼中衛少將從四位上となり、翌年高麗朝臣の姓を賜わった。信部大輔・内匠頭・但馬守などを歴任し、天平神護元（七六五）年從三位。さらに造宮卿・彈正伊などになつたが、延暦四（七八五）年致仕して、同八年八十一歳で没した。○19—四二六四題

とあって、「歸化人」系であることに言及している。

多くが「高麗系歸化人」であるとしており、上代文學研究史の上で、消奈行文ひとりに焦點を絞った論考として、管見によれば、市村宏「消奈行文考」（昭和三九年十二月、『万葉集新論』所收）があるが、ごく最近の上代文學會の研究成果を基に編集された。雄山閣出版『萬葉集歌人事典』（大久間喜一郎・森淳司・針原孝之編、昭和五七年三月）の「消奈行文」の項（執筆、堀野寿彦）には、

〔系譜〕統紀桓武天皇延暦八年十月の条に、「散位從三位高倉朝臣福信薨す。福信は武藏國高麗郡人なり。本姓は背奈。（中略）小年伯父背奈行文に隨ひて都に入る」より、武藏國高麗郡の人。福信の伯父。

〔閥歴〕統紀養老五年正月に「詔に曰く、文人武士……第二博士正七位上背奈公行文」、神龜四年十二月に「正六位上背奈公行文に從五位下を授く」とある。武智麻呂伝に神龜年間の人物をあげた中に「宿儒」として「肖奈行文」の名がみえる。懷風藻に五言詩一首がある。

〔歌風〕「奈良山の児手柏の両面にかにもかくにも佞人の徒」

（16—三八三六）は、上句の巧みな譬喻が効果を上げている。  
〔歌数〕短歌一首。16—三八三六

とあって、その「歸化人」であることについては明言されていないのみならず、その参考文献の掲示もないのである。ちなみに、「高麗福信」の項（執筆、米内幹夫）には、

〔系譜〕帰化人福徳の孫で行文の甥。

〔閥歴〕祖父福徳以来、武藏國高麗郡にいたが伯父行文に從つて若くして上京した。天平十五年六月春宮亮、同十九年背奈王の姓を賜つて後、天平勝宝二年一月高麗朝臣と改姓するが、この間中衛少將兼紫微少弼として仕えた。以後、信部大輔、内匠頭、但馬守を経て神護元年一月從三位に叙せられる。さらに造宮卿、武藏守、近江守、彈正伊などを歴任、延暦八年十月八十一歳で没した。万葉集には四十六歳の頃難波へ遣わされたときの御歌（19—四二六四、四二六五）の題詞に名前がみえるが福信自身の作歌は残っていない。

〔所在〕19—四二六四題詞

とあって、「歸化人」であることを明記している。が、いざれにしても高麗からの歸化人であることを證明する文献の明示がないのは遺憾である。こゝに、その傳記と文藝について、明らかにしておく必要を痛感するのである。以下いささか消奈行文の傳記について考察してみ

たい。

## 二、出自・系譜に關する一説

さて、消奈行文の系譜傳記について最初に問題としたのは契沖である。その『萬葉代匠記』初稿本に、

[初]

消奈行文 繼日本紀第八云。養老五年正月戊申朔甲戌詔曰。文人

武士國一家所重醫ト方術古今斯崇。○明經第二博士正七位上

背奈公行文○各賜<sup>(朱)</sup>純十五疋、絲十五絹、布三十端、鍼二十口。

聖武紀云。神龜四季十二月丁亥○授<sup>(朱)</sup>（道）<sup>(正)</sup>（從）六位上背奈公行

文從五位下。懷風藻云。從五位下大學助背奈王行文一首<sup>(十六)</sup>。こゝ

に消奈とありて公の字なきは脱せるなるへし。懷風藻に背奈王と

あるは、聖武紀云。天平十九年六月辛亥正五位下背奈福信、外正七

位下背奈大山等八人賜<sup>(朱)</sup>背奈王姓。此中に背奈福信は第十九に見

えたる高麗朝臣福信なり。行文かためには甥なり。行文は天平に

入ては傳も見えねは、神龜天平の間に死去せるなるへし。しかれ

は後に甥に賜たる背奈王を初にめくらしてかけるにこそ。福信か

傳によれば、武藏の高麗郡の人と見えたり。もとは高麗より出た

として、「もとは高麗より出たり」とし、さらに、精撰本では、

（朱）元正（朱）（續日本）紀云。養老五年正月戊申朔甲戌、詔<sup>(ノ)</sup>日。文

人武士國家所重醫ト方術古今斯崇云々。明經第二博士正七位上

背奈公行文云々。各賜<sup>(朱)</sup>純十五疋、絲十五絹、布三十端、鍼二十

口。聖武紀云。神龜四年十二月丁亥、授<sup>(朱)</sup>正六位上背奈公行文從

五位下。懷風藻云。從五位下大學助背奈王行文一首<sup>(十六)</sup>。今ハ行文

大夫ト云故ニ氏ノ下ニ公ノ字ヲ略セル歟。懷風藻ニ背奈王トアル

ハ、聖武紀云。天平十九年六月辛亥、正五位下背奈福信、外正七位下背奈大山等八人賜<sup>(ノ)</sup>背奈王姓。此中ニ背奈福信ハ此集第十九ニ見エタル高麗朝臣福信ニテ、行文カ「甥ナリ。行文ハ天平ニ入テハ紀ニ見エネハ、神龜ノ末天平ノ初ニ卒去セルナルヘシ。然レハ後ニ福信等ニ賜ハリタル姓ヲ初ニ廻ラシテカケルニヤ。福信カ傳ニ依レハ、行文モ本ハ高麗ヨリ王化ヲ慕ヒテ渡リ來タル人ノ子孫ニテ、武藏國高麗郡ヨリ都へ上レル人ナリ

として、續日本紀の福信薨傳條を全文引用していないが、「本ハ高麗ヨリ王化ヲ慕ヒテ渡リ來タル人ノ子孫ニテ」とその高麗系歸化人であることを指摘した。契沖の弟子の海北若冲の『萬葉作者履歷』の、消奈行文の項には「高麗朝臣福信伯父也委見彼傳」とし、甥の高麗福信の項に、『新撰姓氏錄』の高麗朝臣條を引き、さらに、『續日本紀』延暦八年十月の薨傳の全文を引用して、師の「高麗人」説を補強している。以後、多くの注釋書類にはその出自に觸れるものではなく、鹿持雜澄『萬葉集古義』および『萬葉集人物傳』に、

## 消奈行文（六、三百六十）

消は、セウの略音を、セに用ひたるものか、略解には、背の誤ならむと云ふ、續紀、懷風藻等、ことごとく背奈とあれば、然もあるべきにや、消奈の下、公字脱たるなるべし、と契沖いへり、續紀に、養老五年正月戊申朔甲戌、詔曰、文人、武士、國家所重、醫、ト、方術、古今斯崇、云々、明經第二博士正七位上背奈公行文賜<sup>(ノ)</sup>純十五疋、絲十五絹、布三十端、鍼二十口、また神龜四年十二月丁亥、云々、授<sup>(ノ)</sup>正六位上背奈公行文從五位下。懷風藻に、從五位下大學助背奈王行文一首、年十六。（今按に、これに王となるは、公の誤にや、續紀、天平十九年六月辛亥、正六位下背奈福信、外正七位下背奈大山等八人賜<sup>(ノ)</sup>背奈王姓）と見えて、行文は、いまだ王姓を賜はざりけるさきに、みまかれりけるなるべければ

なり。)

として、契沖の「高麗人」説には言及していないし、ちなみに、高麗福信の項には。

### 高麗朝臣福信（七、二百五十五）

福信は、字音に唱べし、續紀に、天平十年三月辛未、從六位上背奈公福信。援外從五位下、十一年七月乙未、授從五位下、十五年五月、癸卯、從五位上背奈王福信。援正五位下、六月丁酉、爲春宮亮、十九月六月辛亥、賜背奈王姓、二十年二月己未、授正五位上、勝實元年七月甲午、授從四位下、八月辛未、中衛少將從四位下背奈王福信。爲兼紫微少弼、十一月己未、授從四位上、一年正月丙辰、賜高麗朝臣姓、寶字元年五月丁卯、授正四位下、七月戊申、遣高麗朝臣福信等率兵、追捕小野東人苔本忠節等、並皆捉獲、禁著左衛士府、四年正月戊寅、爲信部大輔、（民部）七年正月壬子、爲但馬守、神護元年正月己亥、授從三位、景雲元年三月己巳、造宮卿但馬守從三位高麗朝臣福信、爲兼法王宮大夫、寶龜元年八月丁巳、爲兼武藏守、四年一月壬申、初造宮卿高麗朝臣福信、專知造作楊梅宮、至是宮成、七年三月癸巳、爲兼近江守、十年三月戊午、從三位高麗朝臣福信、賜姓高倉朝臣、天應元年五月乙丑、從三位高倉朝臣福信、爲彈正尹、延曆二年六月丙寅、爲兼武藏守、四年二月丁未、上表乞身、優詔許之、賜御杖并衾、八年十月乙酉、散位從三位高倉朝臣福信薨、福信、武藏國高麗郡人也、本姓背奈、其祖福德、屬唐將李勣、拔平壤城、來歸國家、居武藏焉、福信即福德之孫也、初任右衛士大志、稍遷、天平中、授外從五位下、任春宮亮、勝寶初、至從四位紫微少弼、改本姓、賜高麗朝臣、遷信部大輔、神護元年、授從三位、拜造宮卿、兼歷武藏近江守、寶龜十年、上書言、臣云々、伏乞改高麗、以爲高倉、詔許之、天應元年、遷彈正尹兼武藏守、延曆四年、上表乞身、以

散位、歸第焉、薨時年八十一、と見えた。

として、その薨傳を引きながら「歸化」、「高麗人」の説明はない。  
鴻巢盛廣『萬葉集全釋』（昭和九年十一月）に至つて、

消奈行文は續紀に「養老五年正月戊申朔甲戌詔曰、文人武士國實所重、醫ト方術古今斯崇云々、明經第一博士正七位上背奈公行文賜純十五疋、絲十五絹、布三十端、鍼二十口」、「神龜四年十二月丁亥云々授正六位上背奈公行文從五位下」と見え、懷風藻に「從五位下大學助背奈王行文（首年六十二）」と見える背奈行文と同人であらねばならぬ。天平の初年に没したらしい。續紀に「天平十九年六月辛亥正六位下背奈福信、外正七位下背奈大山等八人賜背奈王姓」とあって、行文は王姓を賜はらないうちに没したであらうと想像される。懷風藻は後の稱呼に倣つて、背奈王行文と記したのであらう。代匠記初稿本には奈の下、公の字が脱ちたものとしてある。略解に消は背の誤としてあるが、消は音セウであるから略してセに用ひたのであらう。古葉略類聚抄に「明經儒林傳云助教消奈行文右記云行文於學良京仁助講周易甫福代弟子新羅人也、拜博士敍從五位下傳大學助後改高麗朝臣入哥一日」とあるのも参考すべきである。博士は右に記すが如く、明經博士。大夫は五位の通稱。

として、契沖の「高麗人」説を紹介せずに、『古葉略類聚鈔』の注文「新羅人也」を引いて「参考すべきである」とした。この「新羅人」とする見方は、窪田空穂『萬葉集評釋』（昭和二七年二月）、佐佐木信綱『評釋萬葉集』（昭和二八年五月）も同様であるが、それに對して、土屋文明『萬葉集私注』（昭和三〇年九月）は、

消奈行文は高麗からの歸化人、神龜四年從五位下となつて居る。

懷風藻に從五位下大學助背奈王行文一首六十二とある。五位なので、大夫とした。延暦八年紀に高麗朝臣福信の伯父として見えるから、新羅人とする説は誤であらう。

として、延暦八年紀の全文を證として引用することはしていないが、「新羅人」説を誤りとし「高麗からの歸化人」としたが、武田祐吉『萬葉集全註釋』（昭和三二年四月）は、

消奈の行文は、續日本紀に、養老五年正月、學術の士を優遇された時に、明經の第一の博士正七位の上背奈の行文に綱十五疋、絲十五絹、布三十端、鍼二十口を賜い、神龜四年十二月には、從五位の下を授けられている。懷風藻には「從五位下大學助背奈王行文「一首年六十二」と見え、藤原武智麻呂傳に、神龜年間の人物を挙げた中に、宿儒として肖奈の行文の名が見える。また古葉略類聚鈔には「明經儒林傳云、助教消奈行文、右記云、行文於學良京」作助講周易、角福代弟子、新羅人也。拜博士敘從五位下、傳大學助、後改高麗朝臣、入哥一〇」とある。大夫は、五位の人に対する敬稱。

として、『古葉略類聚鈔』の注文を引いて、高麗系歸化人説を紹介せずに、「新羅人」説を示している。次に、先にも引用した日本古典文學大系本の『萬葉集』（昭和三七年五月）では、續紀延暦八年十月の福信薨傳にふれて（全文は引用せず）「高麗からの歸化人であることが分る」とした。さらに『和歌文學大辭典』（昭和三七年十一月）には「高麗人の後裔」としたのに、澤瀉久孝『萬葉集注釋』（昭和四一年六月）は、

「消奈行文」は續紀、養老五年正月甲戌（廿七日）の條に「詔曰、文人武士、國家所重、醫ト方術、古今斯崇、宜擢於百僚之内、

優遊學業、堪爲師範者上、特加賞賜、勸勵後生、因賜明經第一博士從五位上鍛治造大隅……各綱二十疋、絲二十絹、布三十端、鍼二十口、第二博士正七位上背奈公行文……各綱十五疋、絲十五絹、布三十端、鍼二十口」とあり、又神龜四年十一月丁亥（廿日）に「授正六位上背奈公行文從五位下」とある。代匠記に「消奈とありて公の字なきは脱せるなるべし」とある。懷風藻に「從五位下大學助背奈王行文「一首年六十二」とある。續紀、天平十九年六月辛亥（七日）、「正五位下背奈福信、外正七位下背奈大山、從八位上背奈廣山等八人、賜背奈王姓」とあって、代匠記に「行文ハ天平ニ入テハ紀ニ見エネバ、神龜ノ末天平ノ初ニ卒去セルナルベシ。然レバ後ニ福信等ニ賜ハリタル姓ヲ初ニ廻ラシテカケルニヤ」と云つてゐる。福信（十九・四二六四題）は行文の甥である。武智麻呂傳に神龜年間の人物をあげた中に「宿儒」として肖奈行文の名が見える。古葉略類聚鈔（四・三三一〇）には左注の右に「明經儒林傳云 助教消奈行文 右記云 行文於學良京記助講周易、角福代弟子、新羅人也。拜博士敘從五位下、傳大學助、後改高麗朝臣、入哥一」とある。

として、契沖の「高麗人」説および續紀の福信薨傳全文を引用紹介せずに、「古葉略類聚鈔」の注文を引用している點からみると、「新羅人」説を取るのであろう。

以上のように、契沖の「高麗人」説と、『古葉略類聚鈔』の「新羅人」説の二説があることになる。

### 三、『續日本紀』にみえる消奈行文

さて、消奈行文に關する記録で、その正史『續日本紀』に見えるものは、次の如くである。

(1) 元正天皇の養老五 (71) 年正月甲戌の條に、

詔曰。至公無私。國士之常風。以忠事君。臣子之恆道焉。當湧各勤所職。退食自公。康哉之歌不遠。隆平之基斯在。災異消上。休徵叶下。宜文武庶僚。自今以去。若有風雨雷震之異。各存極言忠正之志。又詔曰。文人武士。國家所重。醫ト方術。古今斯崇。宜擢於百僚之内。優遊學業。堪爲師範者。特加賞賜。勤勵後生。因賜明經第一。博士從五位上鍛治造大隅。正六位上越智。「麻呂」直廣江。各絕廿足。絲廿絅。布廿端。鍼廿口。第二博士正七位上背奈公行文。調忌寸古麻呂。從七位上額田首千足。明法正六位上箭集宿。称虫万呂。從七位下塙屋連吉麻呂。文章從五位上山田史御方。從五位下紀朝臣清人。下毛野朝臣虫麻呂。正六位下樂浪河内。各絕十五足。絲十五絅。布卅端。鍼廿口。竿術正六位上山口忌寸田主。正八位上悉斐連三田次。正八位下私部首石村。陰陽從五位上大津連首。從五位下津守連通。王仲文。角兄麻呂。正六位上余秦勝。志我閑連阿弥陁。醫術從五位上吉宜。從七位下曾形朝臣赤麻呂。各絕十足。絲十絅。布廿端。鍼廿口。和琴五位下吳肅胡明。從六位下秦朝元。太羊甲許母。解工正六位上惠我宿。稱國成。河内忌寸人足。堅部使主石前。正六位下賈受君。正七位下螺江臣夜氣女。茨田連刀自女。正七位下置始連志禡志女。各絕六足。絲六絅。布十端。鍼十口。武藝正七位下佐伯宿。稱式麻呂。從七位下凡海連興志。板安忌寸大養。正八位下置始連首麻呂。各絕十足。絲十絅。布廿端。鍼廿口。

(2) 聖武天皇の神龜四 (72) 年十一月丁亥の條に、

先是遣使七道巡檢國司之狀迹。使等至是復命。詔依使奏狀。上等者進位二階。中等者一階。下等者破選。其犯法尤甚者。丹後守從五位下羽林連兄麻呂處流。周防日川原史石庭等除名焉。授正六位上背奈公行文從五位下。

(3) 桓武天皇の延暦八 (79) 年十月乙酉の條に、

散位從三位高倉朝臣福信薨。福信武藏國高麗郡人也。本姓背奈。其祖福德屬唐將李勣拔平壤城。來歸國家。居武藏焉。福信卽福德之孫也。小年隨伯父背奈行文入都。時與同輩晚頭往石上衢遊戲相撲。巧用其力。能勝其敵。遂聞內裏。召令侍内堅所。自是著名。初任右衛士大志。稍遷。天平中授外從五位下。任春宮亮。聖武皇帝甚加恩幸。勝寶初。至從四位紫微少弼。改本姓。賜高麗朝臣。遷信部大輔。神護元年。授從三位。拜造宮卿。兼歷武藏近江守。寶龜十年上書言。臣自投聖化。年歲已深。但雖新姓之榮朝臣過分。而舊俗之号高麗未除。伏乞改高麗。以爲高倉。詔許之。天應元年。遷彈正尹兼武藏守。延暦四年。上表乞身。以散位歸第焉。薨時年八十一。

右の三つの記録と『懷風藻』に見える「從五位下大學助」を踏まえて、消奈行文の出自および傳記を素描してみるとことにしてよう。

四、その出自「高麗」について

(3) の高倉朝臣福信の墓傳記事中

本姓は背奈。其の祖福德、唐將李勣、平壤城を抜くに屬て、國家に來歸して、武藏に居す。福信は卽ち福德が孫なり。小年にして

伯父背奈行文に隨つて都に入る。

とあるように、福信の祖父、つまり行文の父に當る福德が、祖國高句麗滅亡後、來朝したことになる。高句麗の滅亡は『日本書紀』の天智天皇七年（六六八）冬十月條に、

冬十月ふゆがなづきに、大唐の大將軍英公、高麗を打ち滅す。高麗の仲牟王、  
初はじて國くにを建たつ時に、千歳治めむことを欲しき。母夫人おやしの云ひ  
しく、「若ひ善く國くにを治みむとも得べからじ。但し當に七百年ななもんとせの治みめ  
有らむ」といひき。今此の國くにの亡びむことは、當に七百年ななもんとせの末すゑに  
在あり。

とあつて、六六八年十月のこととするが、朝鮮史關係では、『三國史記』卷第二十二（高句麗本紀第十 二十八 寶藏王注<sup>1</sup>下）に、

九月、李勣は平壤を陥落した。（さきに）李勣が大行城を取ると、他道より來た諸軍はみな李勣と会った。ともに進軍して鴨淵柵（今の義州？）に達した。わが軍が拒戦したけれども李勣らはこれを破り、（さらに）二百余里を追奔して辱夷城（清川江の北？）を陥落すると、諸城では逃亡したり降伏する者が相繼いだ。契苾何力はまず兵を率いて平壤城の下に着き、李勣の軍は後を追うた。

平壤を包囲すること一ヶ月余り、王の臧（寶藏王）は泉男產に首領九十八人を引き連れ、白旗を持っていて李勣に降伏させた。李勣は礼をもつてこれに接した。泉南建はなおも（城）門を閉じて固く守り、たびたび兵を発して戦つたがみな破れた。男建は軍事を僧の信誠に委ねた。信誠は小將の烏沙・饒苗らとひそかに人を李勣にやつて内応したいと請うた。その後、五日たつて信誠が城門を開けると、李勣は軍を放つて城に登らせ、太鼓を叩き

喊声をあげながら城に火を付けた。男建はみずから刺殺しようと死ねなかつた。王と男建らを捕らえた。

十月、李勣が戻ろうとすると、高宗は命じてまず王らを昭陵（唐の太宗の陵）に献じさせ、それから軍容を整え凱歌を奏しながら京師に入り、太廟に獻じた。

十二月、唐主は舍元殿で俘虜を受け取つた。王（寶藏王）は政治を自分で取つたのではないから赦して司平大常伯員外同正にし、泉南產は司宰少卿に、僧の信誠は銀青光祿大夫に、泉男生は右衛大將軍にし、李勣以下は封賞するのに差があつた。泉男建は黔州（今の四川省彭水県）に流配した。

とあつて、九月のこととしている。その點について、日本古典文學大系本の『日本書紀 下』の頭注は、

旧唐書、高宗紀に「九月癸巳（十三日）、司空英國公勣、破高麗、拔平壤城、擒其王高藏及其大臣男建等以帰。境內尽降」とあるほか、その經緯は海外史料に詳しい。日本側は統紀、神龜四年十二月条も、この年十月とする。

として、『舊唐書』高宗紀に「九月十三日」とあることを注している。なお、李丙燾著・金思燁譯『韓國古代史 下』（昭和五四年五月）には、

宝藏王二十七年、（A・D六六八年）九月十一日は歴史深い平壤城が陥落された、高句麗最後の恥辱日であった（始祖の朱蒙から二十八王、七百五年をへている）。

とあつて、九月十二日とし、井上秀雄『古代朝鮮』（昭和四七年十一月）も「六六八年九月一二日ついに新羅・唐連合軍の前に降参した」

としているので、朝鮮、中國側では高句麗滅亡は六六八年九月一二日か一三日で、九月の中のことと認識しているが、日本側では十月としているのは、『續日本紀』神龜四（七二七）年十二月二十九日條にも「淡海朝廷七年冬十月。唐將李勣、伐滅高麗。其後朝貢久絕矣。」とあつて、おそらくその十月、高句麗滅亡直後に、高句麗から福信ら亡命渡來者があつたことを語つているのであろう。

「淡海朝廷七年冬十月。唐將李勣、伐滅高麗。其後朝貢久絕矣。」とあつて、おそらくその十月、高句麗滅亡直後に、高句麗から福信ら亡命渡來者があつたことを語つているのであろう。

#### 四 その居住地について

そして、その居住地が「武藏國高麗」とあるが、高麗郡の建置は、

『續日本紀』靈龜二（七一六）年五月十六日條に、

辛卯。以<sup>ニ</sup>駿河。甲斐。相模。上總。下總。常陸。下野。七國。高麗人千七百九十九人。遷<sup>ニ</sup>于武藏國<sup>ニ</sup>始置<sup>ニ</sup>高麗郡<sup>ニ</sup>焉。

とあるから渡來當初は、武藏以外の七カ國のいずれかであつたと想定されるが、その「背奈」の氏の名から見て、『和名類聚鈔』卷六の郡鄉名の中、駿河國庵原郡六郷の中の筆頭に「西奈<sup>世</sup>」とある地を比定してみることができようか。この「西奈」の地については、郵岡良弼『日本地理志料』（明治三五年九月）に、

西奈世奈按世奈興<sup>真野</sup>通、蓋取<sup>地勢</sup>也、野古曰<sup>ニ</sup>奈、詳見<sup>和泉鹽穴郷疏證</sup>、養老五年紀、明經博士背奈公行文、勝寶<sup>二</sup>年紀背奈福信等六人、賜<sup>ニ</sup>高麗朝臣姓、或居<sup>ニ</sup>此、靜岡雷社緣起、寶龜三年以<sup>ニ</sup>廬原郡瀬名郷、安倍郡横田郷<sup>ニ</sup>充<sup>ニ</sup>祭田、

とあり、松岡靜雄『有由緣歌と防人歌』（昭和十年六月）は、「恐らくは歸化の當時、駿河國廬原郡西奈郷〔和〕に收容せられたからであろう」としている。「西奈」の地は、現在の、靜岡平野北部の長尾川

下流左岸に位置する「静岡市大字瀬名・瀬名川付近（県史3）」（『角川日本地名大辞典・22・静岡』昭和五七年十月）に比定されている。なお、福信が「高倉」に改めたのは、『日本書紀』持統天皇元（六八七）年三月十五日條に、

二月の乙丑の朔己卯に、投化ける高麗五十六人を以て、常陸國に居らしむ。田賦ひ裏受ひて生業に安からしむ。

とある常陸は、『和名類聚鈔』卷六、郡鄉名に、「常陸國信太郡」管十四郷の中の「高來郷」が見え、「常陸國風土記」信太郡の條に、

郡<sup>ニ</sup>北十里<sup>ニ</sup>に碓井あり。古老のいへらく、天地の權輿、草木言語ひし時、天より降り來し神、みなは普<sup>ニ</sup>都<sup>ニ</sup>大神<sup>ニ</sup>と稱す、葦原の中津の國に巡り行でまして、山河の荒梗<sup>ニ</sup>の類<sup>ニ</sup>和平したまひき。大神、化道已<sup>ニ</sup>畢<sup>ヘ</sup>て、み心に天に歸らむと存ほしき。即時、み身に隨へましし器仗の俗、伊川乃<sup>ニ</sup>といふ甲<sup>ニ</sup>楯<sup>ニ</sup>劍<sup>ニ</sup>及<sup>ニ</sup>執<sup>ル</sup>せる玉珪を悉<sup>ニ</sup>皆<sup>ニ</sup>脱<sup>ハシム</sup>履<sup>ゲ</sup>て、茲<sup>ニ</sup>地に留め置き、即ち白雲に乗りて蒼天に還り昇りましき。

とも傳承される「高來里」の比定地は、日本古典文學大系本『風土記』の頭注に「阿見町竹来<sup>（たか）</sup>が遺称地」としている處か、あるいは、『和名類聚鈔』卷六、郡鄉名の中、「相模國高座<sup>太加郡高座<sup>久良郡</sup></sup>」か、また同じ相模國の「大住郡高來郷」の三カ所をその候補地として挙げることができるが、「相模國高座郡」については、『日本書紀』天武天皇四（六七五）年十月二十日條に「是の日、相模國言さく、『高倉郡<sup>の女人</sup>、ひとたびに三の男を生めり』とまうす。」とあり、吉田東伍『大日本地名辭書』（明治三六年十月）には、「一説、続紀、延暦八年、高倉福信の傳に拠り、高倉は高麗人の邑号にて、武州新羅郡を後

世新座と云ふ如く「高倉郡も本は高麗ならんと疑ふ者あり。」としている。大和から東へ東へと東進遷居したものと推定すれば、「駿河國庵原郡西奈郷」から「相模國大住郡高來郷」・「相模國高座郡高座郷」へと移住した時期があつて、その故地にちなんで改姓されたとみることもできよう。なお、③によれば、福信上京前後の時期における行文の都での居住地は石上付近であつたらしい。

## 六、行文の年齢について

同じく③の福信墓傳記事によれば、福信の行年が、延暦八(七八九)年十月に「八十一歳」であったとすると、その出生は、和銅二(七〇九)年となる。その「小年」に「伯父」である背奈行文に「隨つて、都に入」つたのであるから、その上京を「志學の年」の十五歳と假定すれば、「初め右衛士大志に任じ」とあるのは、「軍防令」に

凡そ内六位以下、八位以上の嫡子、年廿一以上にして、見に役任無くは、年毎に京國の宮司、勘檢して實を知れ。狀を責ふて簡び試みよ。分ちて三等に爲れ。儀容端正にして、書算に工ならば、上等と爲よ。身材強幹にして、弓馬に便ならば、中等と爲よ。身材劣弱くして、文算識らずは、下等と爲よ。十一月卅日以前に、上等下等をば式部に送りて、簡び試みよ。上等をば大舍人と爲よ。下等をば使部に送りて、試練して兵衛と爲よ。如し足らずは、通ひて庶子を取れ。

とある規定に従えば、「年二十一」は天平元(七二九)年に當たる。すると、十五歳の年は「養老七(七二三)年」に當り、その二年前の養老五年正月には、行文は①の優賞賜祿のことがあつた。時に、「正七位上明經第二博士」とあるから、おそらく三十歳代であつたかと思う。福信の伯父とあるから、福信の父か母の兄に當り、その年齢

差を二十から二十五歳と想定してみることができよう。行文の卒年時は不明であるが、その行年については『懷風藻』に「年六十二」とあることと、『家傳下』(藤原武智麻呂傳)に、

神龜元年二月、敍正三位、知造宮事如故、五年七月、遷播磨守兼按察使、六月、遷大納言、公爲人溫雅、備於諸事、既爲喉舌、贊揚帝猷、出則奉乘輿、入則掌樞機、至有朝議、持平台和、朝庭上下安靜、國無怨讐、當時、舍人親王知太政官事、新田部親王知物管事、二弟壯卿知機要事、其間參議高卿、有中納言丹比縣守、三弟式部卿宇合、四弟兵部卿麻呂、大藏卿鈴鹿王、左大辨葛木王、風流侍從、有六人部王、長田王、門部王、狹井王、櫻井王、石川朝臣君子、阿倍朝臣安麻呂、置始工等十餘人、宿儒、有守部連大隅・越智直廣江・肖奈行文、箭集宿禰麻呂、鹽屋連古麻呂・稻原東人等、文雅、有紀朝臣清人・山田史御方、葛井連廣成、高丘連河内・百濟公倭麻呂、大倭忌寸小東人等、方士、有吉田連宜・御立連吳明・城上連眞立・張福子等、陰陽、有津守連通・余眞人・王仲文・津連首・谷邇康受等、曆算有山口忌寸田主・志紀連大道・私石村・志斐連三田次等、呪禁、有余仁軍・韓國連廣足等、僧綱、有少僧都神叡、律師道茲並順天休命、共補時政、由是國家殷賑、倉庫盈溢、天下太平、街衢之上、朱紫輝々奕々、鞍乘駱々紛々、圍園幽寂、嘉石苔生、仍營飭京邑及諸驛家、許人瓦屋藉翼渥飮、至于季秋、每與文人才子、集習宣之別業、申文會也、時之學者、競欲預座、名曰龍門默額也、

とあって、神龜年間(七二四~七二九)の「宿儒」の一人としてその名がみえることと、②の神龜四年十一月二十日に、從五位下への昇敍の記録のほかに『懷風藻』六一番の詩「上巳禊飲、應詔」一首の製作時期は、『續日本紀』神龜五(七二八)年三月二日條に、

三月口亥。天皇御鳥池塘宴五位已上。賜祿有差。又召文人。  
令賦曲水之詩。各賚絶十疋。布十端。內親王以下百官使部已上。  
賜祿亦有差。

とある「曲水之詩宴」の折の詠と推定できるが、天平年間の行文の行跡を推測できる資料はないのである。甥の福信の記録から逆照射してみれば、福信に「王」の賜姓のあつたのは、『續日本紀』天平十九（四七）年六月七日條に、

辛亥。正五位下背奈福信。外正七位下背奈大山。從八位上背奈廣山等八人。賜背奈王姓。

とあって、「福信・大山・廣山等」八人とあって、「行文」の名が見えないのは、行文がこの賜姓以前に死亡していたことを示しているのであろう。<sup>注3</sup> その前年の天平十八（七四六）年に死亡したとすれば、行文の出生は、天武十四（六八五）年ということになるであろう。

あるいはまた、福信が「外從五位下」に昇敍した年、『續日本紀』によれば、天平十（七三八）年三月三日であり、その前年の天平九年には、「是の年春。疫瘡大に發る。初め筑紫より來れり。夏を經て秋に涉りて、公卿以下天下の百姓、相繼ぎて沒死すること勝て計ふべからず、近代以來未だこれ有らざるなり。」と特記されており、この年の疫病に罹って死亡したものかとも考え得ることができる。とする

と、その出生は、天武五（六七六）年ということになるであろう。

今、この二案、かりに天武五（六七六）年出生をA案とし、天武十四（六八五）出生をB案とすれば、その差は九年となる。甥の福信の出生年時、和銅二（七〇九）年は、伯父の行文は、三三歳（A案）か二四歳（B案）ということになり、従つて、福信上京の年、養老七（七二三）年には、行文は四十八歳（A案）か三九歳（B案）ということになるのである。

七、「大學寮」時代——大學博士・大學助・大學頭をめぐつて——  
『懷風藻』に「從五位下大學助」とあるが、その大學寮における行文の閱歷を考察してみよう。  
『懷風藻』六〇番の詩「秋日於長王宅宴新羅客」一首は、『續日本紀』養老三年（七一九）閏七月條に、

閏七月癸亥。<sup>七</sup>新羅使人等。獻調物并驥馬牡牝各一疋。丁卯。賜宴於金長言等。賜國王及長言等祿有差。是日。以大外記從六位下白猪史廣成爲遣新羅使。

とある時期の詠と推定できるから、行文の學者文人として活動した明確な期聞を、養老三（七一九）年から神龜五（七二八）年の間、ほぼ十年間のこととすることができよう。その年齢、四四歳から五三歳まで（A案）、あるいは、三五歳から四四歳まで（B案）のこととなる。その間、『續日本紀』によれば、①の養老五（七二一）年當時、正七位上で明經第二博士であったことと、②の神龜四（七二七）年に、正六位上より從五位下に昇敍したことの二點であつて、その「大學助」任官のことは明示されていない。かつて、山田史三方（三方沙彌）について考察した時に、<sup>注4</sup>

助背奈王行文は帰化系の人物であるが、共に長王宅の詩宴に会し、懷風藻に詩一首を残し、万葉集に歌一首〔十六<sup>3336</sup>〕を残している。

としたが、『懷風藻』に「大學助」とある通り、「頭」にはなれず、「助」で終つたものと考える方が穩當かもしれないが、今少し検討してみるとよい。

『職員令』の式部省一寮の中、「大學寮」については、

大學寮

頭一人。掌らむこと、学生を筋び試みること、告び釋奠の事。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。博士一人。掌らむこと、經業教授へ、學生を課試せむこと。助教二人。掌らむこと博士に同じ。學生四百人。掌らむこと、經業を分ち受けむこと。晉博士二人。掌らむこと、晉教へむこと。書博士一人。掌らむこと、書教へむこと。算博士二人。掌らむこと、算術教へむこと。算生三十人。掌らむこと、算術習はむこと。使部二十人。直丁二人。

とあり、「官位令」によれば、その官位相當は、

大學頭	從五位上
大學助	正六位下
大學博士	〃
大學大允	正七位下
大學助教	〃
大學少允	從七位上
音博士	〃
書博士	〃
算博士	〃
大學大屬	從八位上
大學少屬	從八位下

とある。大學の教官である「大學博士」「助教」の任用については、「學令」に、

凡そ博士、助教には、皆明經に、師と爲るに堪へたらむ者と取られ。書算も亦、業術優長ならむ者と取れ。

とあり、「大學博士」は「明經博士」「大博士」とも呼ばれた。「助教」は、大寶令では「助博士」と稱された。さて、ちなみに①の養老五年正月の優詔記事中の、氏名明らかな人物の大學生寮關係者を摘記し、その位階の順位を示してみれば、次のごとくである。

明經第一博士	從五位上	鍛治造大隅
(〃)	正六位上	越智直廣江
明經第二博士	正七位上	背奈公行文
(〃)	從七位上	額田首千足
明法(第一博士)	正六位上	調忌寸古麻呂
(〃)(第二博士)	從七位下	箭集宿禰蟲萬呂
文章	從五位上	鹽屋連古麻呂
(〃)	從五位下	山田史御方
(〃)	從五位上	紀朝臣清人
(〃)	正六位下	下毛野朝臣蟲麻呂
(〃)	正六位上	樂浪河内
(〃)	正六位上	山口忌寸田主
(〃)	正八位上	志斐連三田次
(〃)	正八位下	私部首石村

の十四名であり、かつて推定<sup>注5</sup>したように、「頭」は「山田史三方」であり、その免官が養老六年四月であり「助」を「背奈行文」としたが、位階の上からみれば、「從五位下紀朝臣清人」、「(從五位下)下毛野朝臣蟲麻呂」か「正六位上越智直廣江」・「正六位上箭集宿禰蟲萬呂」か「正六位下樂浪河内」の五人の中のいずれかであったと修正

しなければならないだろうが、紀朝臣清人は、天平十三年七月三日條に「治部大輔兼文章博士」に任せられており、下毛野朝臣蟲麻呂は、

後述するが養老五年六月二六日條に從五位下で「式部員外少輔」に任せられており、越智直廣江は、養老七年正月十日條に從五位下に昇敍し『令集解』によれば、養老四年二月に「大學明法博士」、神龜三年十一月に「從五位下」とあり、『懷風藻』には「從五位下刑部少輔兼大學博士」とあり、清人、廣江のふたりは、他省との兼任であったことがわかる。箭集宿禰蟲萬呂は、天平四年十月十七日條に「外從五位下箭集宿禰蟲麻呂を大學頭となす」とあり、時に「外從五位下」であつた。樂浪河内は、神龜元年五月一三日條に「高丘連」を賜わり、天平三年正月二七日條に、外從五位下に敍せられ、同年九月二七日條に、右京亮に任せられ、勝寶六年正月七日條に正五位下に昇敍し、『家傳下』には神龜年間の文雅の一人として名が見え、萬葉集に天平十五年の歌二首（6・一〇三八・一〇三九）があり、子の比良麻呂の卒去の條（景雲二年六月六日）に、

内藏頭兼大外記遠江守從四位下高丘宿稱比良麻呂卒。其祖沙門詠。  
近江朝歲次癸亥自百濟歸化。父樂浪河内。正五位下大學頭。  
神龜元年。改爲高丘連。比良麻呂少遊大學。涉ヨ覽書記。歷コ任。  
大外記。授外從五位下。寶字八年。以告仲滿反。授從四位下。景  
雲元年賜姓宿禰。

とあつて、「大學頭」であつた時は天平三（七三一）年正月の外從五位下昇敍以後のことであつたろう。行文の「從五位下」昇敍は②に示したとおり養老四（七二七）年十二月二十日であるから、箭集宿禰蟲萬呂・樂浪河内より以前に「助」任官の時期があつたとしても不當ではあるまい。なおまた「頭」任官のことも同様であろうとあらためて推定しておきたい。

なお、「職員令」によれば、式部省には、

卿一人。掌らむこと、内外の文官の名帳、考課、選叙、禮儀、版位、位記のこと、黙績校へ定めむ、功を論して封賞せむこと、朝集、學校のこと、貢人を策試せむこと、祿賜、假使のこと、家令補任せむこと、功臣の家の傳、田の事。大輔一人。少輔一人。大丞二人。掌らむこと、考課勘へ問はむこと。餘は中務の大丞に同じ。少丞一人。掌らむこと大丞に同じ。大錄一人。少錄三人。史生二十人。省掌一人。使部八十人。直丁五人。

とあつて、文官の人事・養成・行賞などを擔當していたが、その養老・神龜年間における式部省の陣營を『續日本紀』によつてみれば、卿に長屋王（和銅三年四月二三日より養老元年三月三日ないし、養老二年九月一八日まで）、藤原武智麻呂（養老二年九月一九日任）、藤原宇合（神龜元年四月七日～天平九年八月五日）の三人である。『懷風藻』の詩のあり方によつて、行文が長屋王の佐保邸での詩會に何度か招かれていたことは明らかであるし、藤原武智麻呂の習宜の別邸に招かれたことのあるらしいこと（參上したかどうかは明らかではないが）はその『家傳下』によつて推定することができる。藤原宇合とは、長屋王の詩會での同席は推定できるが、宇合の邸への出入は明らかではない。大輔についてみると、穗積老（養老元年三月三日式部少輔、同二年九月一九日式部大輔任。同六年正月二十日、朝廷指斥の罪に坐し斬刑に處されたが、皇太子の奏により死一等を減じられ佐渡に配流され、天平十二年六月十五日の恩赦により入京。）がおり、少輔には、穗積老（養老元年三月三日任）・中臣東人（養老二年九月十九日任）・大伴祖父麻呂（養老四年十月九日任）・紀麻路（養老五年六月二六日任）の四人と、員外少輔に、波多與射（養老一年九月十九日任）・巨勢足人（養老四年十月九日任）・下毛野蟲麻呂（養老五年六月二六日任）の三名がおり、大錄に、津主治麻呂（養老六年五月十日任）の名がみえる。

右の中、穂積老は、萬葉集に短歌一首「3・二八八、13・三三四一（但、或書云）」を残し、また、「卷十六」に、

十五歳没。

平群朝臣の嘆ふ歌一首

童ども草はな刈りそ八穂夢を穂積の朝臣が腋くさを刈れ（16・三

八四二）

穂積朝臣の和する歌一首

いづくにぞ眞朱掘る丘蘆疊平群の朝臣が鼻の上を掘れ（16・三八

四三三）

とある「穂積」を『萬葉集古義』は、『續日本紀』天平九年九月二八日條に正六位上から外從五位下に昇敍した「穂積朝臣老人」を想定したが、この老とすると興味ある作品であるがこれは別の機會に譲る

中臣東人は、『萬葉集』に、短歌一首（4・五一五）を残し、狹野茅上娘子との贈答歌（15・三七二三～三七八五）で有名な宅守の父である。

紀麻路は、『懷風藻』に詩一首（14番）を残す「紀朝臣麻呂」（慶雲二年七月十九日薨。）とは別人で麻呂の弟で同じく『懷風藻』に詩二首（22・23番）を殘す「古麻呂」のことであろう。それは、古麻呂の子の飯麻呂の墓傳（天平寶字六年七月十九日條）に「平城朝式部大輔正五位下古麻呂之長子也」とあることによつて確定できる。

下毛野蟲麻呂は、『懷風藻』に詩一首（65番）を残し、日本古典文學大系本の『懷風藻』付録の「詩人小傳」に、

養老四年（七二〇）正月從五位下、本書に大学助教從五位下とある。養老五年正月從五位上。同時に、學業の師範者として、純・糸・布・鍼などを賜う、時に文章博士。同年六月式部員外少輔。經國集に和銅四年（七一一）三月五日付の対策文二篇を残す。三

とあるが、『續日本紀』によれば、養老四年正月十一日條に正六位上から從五位下に昇敍され、同五年正月五日條に從五位上に昇敍し、同月二十三日條に、

詔、從五位上佐爲王。從五位下伊部王。正五位上紀朝臣男人。日下部宿祢老。從五位山田史三方。從五位下山上臣憶良。朝來直賀湧夜。紀朝臣清人。正六位上越智直廣江。船連大魚。山口忌寸田主。正六位下樂浪河内。從六位下大宅朝臣兼麻呂。正七位上土師宿祢百村。從七位下鹽家連吉麻呂。刀利宣令等。退朝之後。令侍東宮焉。

とあって、退朝の後、東宮に侍し、同月二七日條の優詔に、文章にすぐれ師範たるに堪える故をもつて、後生勵勵のために、賜物され、同六月に式部員外少輔に任ぜられた。その後の消息は不明であるが、『懷風藻』には「大學助教 從五位下 年三十六」とあり、「詩人小傳」の「三十五歲沒」は誤記であろう。

なお、『續日本紀』における養老・神龜年間の大學寮關係の記事は、神龜二年十一月十日條に、

天皇御、大安殿。受冬至賀辭。親王及侍臣等奉持奇翫珍贊。進之。卽引文武百寮五位已上及諸司長官。大學博士等。宴飲終日。極樂乃罷。賜祿各有差。

とある。ちなみに、天平二年二月一日條に、  
釋尊。詔遣右中辨正五位下中臣朝臣廣見。就大學寮宣勅。慰勞博士學生等。勸勉其業。仍賜物有差。

とあるのは、行文の生活と詩歌を考察するに當つて参考となることであるうと思われる所以付記しておく。なおまた、天平十一年八月一六日條に、

太政官處分。式部省蔭子孫并位子等不<sub>レ</sub>限<sub>ニ</sub>年之高下<sub>一</sub>。皆下<sub>ニ</sub>大學<sub>一</sub>一向學問<sub>セシム</sub>焉。

とあるのも興味ある記録であるから追記しておくことにする。

## 八 おわりに

以上、消奈行文の「系譜・閱歷」について大畧、粗述できたかと思うが、その作品（漢詩・和歌）の考察には言及する餘裕がなかつたが、それは近い將來の別の機會に譲ることとして、おわりに行文關係の年譜を掲出して参考に供することとした。

注1 金富軾著、金思燁譯『完譯二國史記・上』（昭和五五年十一月）による

が、同書の原文は次の如し。

秋九月。李勣拔平壤。勣既克大行城。諸軍出他道者。皆與勣會。進至鴨淵柵我軍拒戰。勣等敗之。追奔二百餘里。拔辱夷城。諸城遁逃及降者相繼。契苾何力先引兵至平壤城下。勣軍繼之。圍平壤月餘。王藏遣泉男產帥首領九十八人。持白幡詣勣降。勣以禮接之。泉男建猶閉門拒守。頻遣兵出戰。皆敗。男建以軍事委浮圖信誠。信誠與小將烏沙、姚苗等。密遣人詣勣請爲內應。後五日、信誠開門。勣縱兵登城。誠噪焚城。男建自刺不死。執王及男建等。冬十月。李勣將還。高宗命先以王等獻于昭陵。具軍容。奏凱歌入京師。獻于大廟。十二月。帝受俘于含元殿。以王政非己出赦。以爲司平常伯員外同正。以泉男產爲司宰少卿。僧信誠爲銀青光祿大夫。泉男生爲右衛大將軍。李勣已下封賞有差。泉男建流黔州。

<sup>2</sup> なお、古代文献に見えないが、近世以来、現、埼玉県入間市に高倉と称する地がある。後考を期したい。

3 契沖『萬葉集代匠記』説。

4 抽稿「三方沙弥伝考——遷俗官僚の文学的伝記——」（「上代文學」第三十四號、昭和四九年四月）

5 注4に同じ。

6 『萬葉集人物傳』にも老人なるべし、續紀に、天平九年九月己亥、正六位上穗積朝臣老人授外從五位下、十二月壬戌爲左京亮、十八年四月癸卯、授從五位下、九月戊辰、爲内藏頭、と見えたり、とある。なお、市村宏「平群朝臣と穗積朝臣」（『萬葉集新論』所收）があ

消奈行文關係年譜

西暦	天皇	干年號	一般事項	個人事項	関連事項
650	齊明	庚申六	九・五百濟、日本に救援を求む		
651	天智	癸亥一	八・元 白村江の戦。日本軍大敗。百濟滅 ぶ	この年、百濟の男女二千餘人を東 國に住まわす	
652	天武	丙寅五	丁卯六	三・九 近江大津宮に遷都	
653	空	戊辰七	一・二 皇太子中大兄皇子即位、天智天皇 九・三 高句麗、羅唐連合軍に滅ぼさる	一〇・一 大唐の大將軍英公、高麗を打ち 滅す	〇・六 高麗の調貢使、大使臣乙相杏部 ・副使達相遁・二位支武若光等 來たる
654	空	辛未〇	一・六 近江令（冠位・法度）を施行 三・三 天皇崩御46（47・58とも）	一〇・一 蒲生野遊獵（110・三）	
655	天武	壬申元	六・三・九・三・壬申の亂 この冬、飛鳥淨御原宮に遷都	これ以後、父福德ら來朝歸化す	
656	空	癸酉二	二・二・七 大海人皇子即位、天武天皇		
657	空	乙亥四	二・九 諸國の藝能に秀れた者を貢上		
658	空	丙子五	△この年、行文、出生か（A案）		
659	空	己卯六			
660	辛巳〇	二・三・草壁皇子立太子。淨御原律令編纂 始まる			
661	三・七 帝紀・舊辭の記定（『日本書紀』編 纂の開始か）	ハ・〇 百濟・高句麗・新羅三國から來 朝歸化した人々に詔して、課役 を免除さる	平・六 天皇、吉野宮で皇后及び草壁皇 子以下六皇子と盟約		
662			6	4	1

大寶二	二・一 大寶律令を施行 六・元 遣唐使ら筑紫を出發	庚子	丁酉	甲午	三・六 藤原宮に遷都	四・三 皇太子草壁皇子薨 六・二 操誓言司を置く 六・元 淨御原律令を施行	五・一 皇后即位、持統天皇 五・二 軽皇子立太子 八・一 天皇讓位、輕太子即位、文武天皇	丙戌	七・〇 朱鳥に改元 九・九 天皇崩御 56 (65・73とも) 一〇・三 大津皇子の謀反事件	九・七 來朝歸化した高麗人等に祿を賜 △この年、行文、出生か (B案)	壬午	三・二 境部石積等に、初めて新字一部四 十四卷を造らす 三・三 諸氏に、氏上を決めて申し送ることを命ず	大三
大寶二	一・三 遣唐使の任命 二・四 初めて釋奠を行なう 三・三 改元 八・三 太寶律令完成 この年、首皇子(聖武天皇)誕生	庚子	丁酉	甲午	三・六 藤原宮に遷都	四・三 皇太子草壁皇子薨 六・二 操誓言司を置く 六・元 淨御原律令を施行	五・一 皇后即位、持統天皇 五・二 軽皇子立太子 八・一 天皇讓位、輕太子即位、文武天皇	丙戌	七・〇 朱鳥に改元 九・九 天皇崩御 56 (65・73とも) 一〇・三 大津皇子の謀反事件	九・七 來朝歸化した高麗人等に祿を賜 △この年、行文、出生か (B案)	壬午	三・二 境部石積等に、初めて新字一部四 十四卷を造らす 三・三 諸氏に、氏上を決めて申し送ることを命ず	大三
27		26	25	22	19	15		14	12	11	10	9 8 7	
18		17	16	13	10	6		5	3	2	1		





七八	美	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	七九
天平元	二・一〇 左大臣長屋王の変。長屋王自害 46 三・四 中納言藤原武智麻呂を大納言に任命	八・五 改元	八・一〇 藤原夫人（光明子）立后	八・一〇 藤原夫人（光明子）立后	二・一二 釋奠す	二・一 大伴旅人を大納言に任命	二・二 大學寮の博士・學生等を慰勞し任す	二・一〇 左大臣長屋王の変。長屋王自害 46 三・四 中納言藤原武智麻呂を大納言に任命
天平九	天平八	天平七	天平六	天平五	天平四	天平三	天平二	天平一
九・元 鈴鹿王を知太政官事に、橘諸兄を大納言、多治比廣成を中納言に任命する者多數。藤原四兄弟薨	二・二六 阿倍繼麻呂を遣新羅使に任命	朝	一一七 藤原武智麻呂を右大臣に任命 二・一 天皇、朱雀門に御して歌垣を観る セ・セ 天皇、相撲の戯を觀る。この夕、南苑に御して文人に七夕の詩を賦せしむ	二・三〇 「出雲國風土記」撰上	天平四 多治比廣成を遣唐使に任命。諸道節度使を任命	天平三 諸司の推舉により、藤原宇合。多治比縣守・藤原麻呂・鈴鹿王・葛城王・大伴道足等六人を參議とす	天平二 雅樂寮の雅樂生の員數を定む 天平一 旅人薨去の時、余明軍の歌（3首題） 豊云 高麗樂八人	天平一 旅人薨去の時、余明軍の歌（3首題） 豊云 高麗樂八人
この年、行文、卒するか 62 「A案」	遺新羅使人等の歌（15首題～23首）			この年六月以降に、山上憶良卒 74	東海東山二道は藤原房前			
62	61	60	59	58	57	56	55	54
53	52	51	50	49	48	47	46	45
29	28	27	26	25	24	23	22	21



壬午	癸未	壬辰	癸巳	壬戌	癸亥	壬寅	癸卯	壬辰	癸巳	壬午	癸未	壬申	
雲元 神護景	護元 天平神	稱德				淳仁							
三・三 西大寺法院に行幸して、文士に曲水を賦せしめ、五位以上及び文士らに祿を賜う	一・七 改元	字天平寶	字天平寶	字天平寶	字天平寶	字天平寶	字天平寶	字天平寶	字天平寶	寶天平勝	寶天平勝	寶天平勝	
		九・二 藤原仲麻呂（惠美押勝）の亂	一・九 天皇を廢して、淡路國へ配流。孝謙太上天皇重祚、稱德天皇	一・九 大伴家持を信部大輔に任命	六・七 光明皇太后崩御	八・一 天皇讓位、皇太子大炊王即位、淳仁天皇			一・六 摺諸兄薨	五・三 養老律令の施行	二・一 防人交替の年に當り、新たに東國より徵して筑紫に派遣	三・三 遣唐使拜朝	
									74	五・四 摺奈良麻呂の變	二・二 左大臣摺諸兄致仕	三・九 遣唐使に節刀を賜う	
									56	五・六 改元	聖武太上天皇崩御	四・九 盧舍那佛完成。開眼會を行う	
										五・七 福信、正四位下に昇敍	五・八 福信、聖武太上天皇大葬の山作	五・九 難波に遣し、酒肴を入唐使藤原朝臣清河等に賜ふ御歌一首（19四三四・四五六）	
										七・二 摺奈良麻呂側の賀茂角足により、發逆の期に會させないために、奈貴王・坂上苅田麻呂らと額田郡の宅で酒を飲まされたが、結局、小野東人・答本忠節の追捕に加わる	五・九 福信、聖武太上天皇大葬の山作	五・九 開三月、從四位上高麗朝臣福信に勅して難波に遣し、酒肴を入唐使藤原朝臣清河等に賜ふ御歌一首（19四三四・四五六）	
												防人歌（20四三一～四三〇・四三一～四三二）	
												三・三 開三月、大伴古慈斐の家にて入唐使等を餞する時の歌（19四三三・四三四）	
59	57	56	55	54	52	51	50			49	48	47	44

